

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

上越市長 中川 幹太

市町村名 (市町村コード)	上越市 (15222)
地域名 (地域内農業集落名)	谷浜・桑取区 (長浜、有間川、丹原、鍋ヶ浦、吉浦、茶屋ヶ原、西戸野、花立、中桑取、三伝、高住、下綱子、西山寺、小池、西鳥越、西横山、横畑、皆口、北谷、土口、増沢、大淵、東吉尾、西吉尾)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月27日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、上越市の西側に位置し、桑取川を中心に22集落が点在する中山間地域であり、令和5年3月末現在の人口は1,364人、世帯数は552世帯、高齢化率は51.0%となっている。

人口減少と高齢化の進展により、農業従事者の減少や労働力不足が顕著となり、農地の適正利用が年々困難になっている。

地域農業を維持していくためには、地域において定期的に農地の利用状況を確認する中で、地域内の担い手と地域外の農業法人等が連携して、将来へ農地を受け継いでいく仕組みの構築が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区の農業を維持していくため、地域の主要作物である水稻を安定的に生産するとともに、農業所得の向上を図るための露地野菜やソバ等との複合営農を推進していく。

また、労働力不足に対応していくため、複数集落による生産組織や機械利用組合などの設立のほか、地域外の農業法人等への農地の集積・集約化を進めるなど、地域内外の多様な人材の確保・育成を進めながら、地域農業を維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	250 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	250 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

優良農地保全の観点から農振農用地をその区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内外の担い手(認定農業者や認定新規就農者など)の作業効率の向上や計画的な規模拡大が図られるよう、農業委員会地区担当(農業委員・農地利用最適化推進員)が調整役となって、地域と連携して農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業経営の縮小や離農、農作業の効率化による農地の交換などの際は、農地中間管理機構を活用し、農地の最適化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
多様な担い手のニーズを踏まえ、地域や関係者の意向を確認した中で、国・県補助事業等を活用し、農地の大区画化等の基盤整備を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県や市、JA等の関係機関・団体と連携し、農地の確保や営農指導、各種補助制度を活用しながら、地域内外から多様な農業者を積極的に受け入れる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の効率化や一時的な労働力を確保し、農地の継続的な利用を図るため、必要に応じて地域内外の農業法人等に中間管理作業を委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやタヌキ、シカ等の被害を抑止するため、「電気柵による鳥獣の侵入防止」と「鳥獣が出没しにくい環境づくり」を地域全体で実践していく。

②中山間地での有機農業を通じて、消費者と生産者の双方が安心し満足する農業経営の確立を目指し、(株)桑谷ファームによる「有機の郷」構想の取組を地域農業の活性化につなげていく。

⑤日本海を望む中山間地農業を活かした観光者向けの露地野菜や果樹などの生産体制の確立を目指し、(有)久保田農場による「観光農園」構想の取組を地域農業の活性化につなげていく。